総 行 政 第 9 5 号 平成 31 年 4 月 2 日

総務省地域力創造審議官 (公印省略)

### 元号を改める政令等について

元号を改める政令が昨日公布されましたのでお知らせいたします。また、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて、内閣官房長官発言の要旨及び関係省庁連絡会議申合せをご参考のうえ事務処理されますよう願います。

なお、個別の事務執行に関する内容等について疑義等が生じた場合には、当該 事務の所管府省庁にお問い合わせください。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長に対しても、周知方よろしくお取り計らい願います。

### (送付資料)

- 1. 元号を改める政令(平成31年政令第143号)
- 2. 元号の読み方に関する内閣告示
- 3. 新しい元号「令和」について(内閣総理大臣談話)
- 4. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて(内閣官房長官発言要旨)
- 5. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて(関係省庁連絡会議申合せ)

### (連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

T E L: 03-5253-5523

e-mail: chisei@soumu.go.jp

政令第百四十三号

元号を改める政令

内閣は、元号法 (昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を令和に改める。

附則

この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)の施行の日(平成三

十一年四月三十日)の翌日から施行する。

### ○内閣告示第一号

元号を改める政令(平成三十一年政令第百四十三号)の規定により定められた元号の読み方は、次のとお

りである。

れ わ わ わ

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 新しい元号「令和」について

内閣総理大臣談話] 平成三十一年四月一日

本日、元号を改める政令を閣議決定いたしました。

新しい元号は「令和」(れいわ)であります。

蘭は珮後の香を薫す」との文言から引用したものであります。そして、この「令和」には、らん はいご こう かおら これは、万葉集にある「初春の令月にして 気淑く風 和ぎ 梅は鏡前の粉を披き これは、万葉集にある「初春の令月にして 気淑く風 和ぎ 梅は鏡前の粉を披き 人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ、という意味が込められております。

族だけでなく、防人や農民まで、幅広い階層の人々が詠んだ歌が収められ、我が国の豊かな 国民文化と長い伝統を象徴する国書であります。 万葉集は、千二百年余り前に編纂された日本最古の歌集であるとともに、天皇や皇族、貴

次 のように、一人ひとりの日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせる ことができる。そうした日本でありたい、との願いを込め、「令和」に決定いたしました。 (の時代へと引き継いでいく。厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花 悠久の歴史と薫り高き文化、 四季折々の美しい自然。こうした日本の国柄を、 しっかりと

ながら、希望に満ち溢れた新しい時代を、国民の皆様と共に切り拓いていく。新元号の決定 にあたり、 文化を育み、自然の美しさを愛でることができる平和の日々に、心からの感謝の念を抱き その決意を新たにしております。

きるよう、その準備に万全を期してまいります。 なりますが、国民各位の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。政府としても、 ほぼ二百年ぶりとなる、歴史的な皇位の継承が恙なく行われ、国民こぞって寿ぐことがで 五月一日に皇太子殿下が御即位され、その日以降、この新しい元号が用いられることと

な一体感を支えるものともなっています。この新しい元号も、広く国民に受け入れられ、 本人の生活の中に深く根ざしていくことを心から願っております。 くにわたる我が 元号は、皇室の長い伝統と、国家の安泰と国民の幸福への深い願いとともに、千四百年近 国 の歴史を紡いできました。日本人の心情に溶け込み、 日本国民 の精神的 日

# 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

内 閣 官 房 長 官 発 言 要 旨年成三十一年四月二日(火)閣議

会議」において、 よる年表示の取扱いにつきまして、 昨日、新しい元号として「令和」が選定されたことを踏まえ、改元に伴う元号に 「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡

- いても、有効であること 改元日前までに作成した文書において、改元日以降、 「平成」の表示が残って
- 〇 改元日以降に作成する文書には、「令和」を用いること。やむを得ず「平成」 の表示が残る場合でも有効であるが、混乱を避けるため、訂正等を行うこと
- 元号を改める政令の公布日から施行日前までに作成し公にする文書には、

成」を用いること

- あり、原則、改元のみを理由とする改正は行わないこと 法令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示していても、有効で
- 国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は「令和元年

を申合せました。

度」とすること

移行に向け、対応に万全を期してまいりたいと考えますので、閣僚の皆様の御協力 管の法人、地方公共団体、所管の業界等に情報提供を行うなど、新元号への円滑な なります。引き続き、各府省が連携して情報システム改修等を進めるとともに、所 新しい元号の決定を受けて、今後は、新元号への円滑な移行を行うことが重要に

をよろしくお願いいたします。

### 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

平成31年4月1日 新元号への円滑な移行に向けた 関係省庁連絡会議申合せ

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)に基づく皇位の継承に伴い、元号が改められる場合の元号による年表示については、以下の方針(以下「本方針」という。)に沿って取り扱うこととする。

### 1. 基本的な考え方

改元に伴う元号による年表示については、次の基本的な考え方に基づき、取り扱うこととする。

- ①国民生活への影響をできる限り少なくすること
- ②各府省における円滑な事務手続に資すること

### 2. 元号による年表示に関する原則

### (1) 改元日前までに作成した文書

各府省が作成した文書(図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。) において、「平成」(「平成」を意味する記号を含む。以下同じ。) を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示 は有効なものであり、改元のみを理由とした一括整理は行わないも のとする。

### (2) 改元日以降に作成する文書

各府省が作成する文書において、元号を用いて改元日以降の年を表示する場合には、「令和」(「令和」を意味する記号を含む。以下同じ。)で表示するものとする。やむを得ず申請、届出等(以下「申請等」という。)又は処分の通知等(以下「通知等」という。)の様式に「平成」の表示が残る場合であっても、当該表示は有効な

ものであるが、混乱を避けるため、必要に応じ、例えば、次に掲げる対応を行うものとする。

### (対応例)

- ・訂正印や手書きによる訂正
- ・文書や画面上の表記が「平成」のままでも有効である旨の注意書 きの挿入や表示、書面の交付

国民が各府省に申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付けるものとする。

### (3) 元号法第1項に基づく政令の公布後の取扱い

元号法(昭和54年法律第43号)第1項に基づく政令の公布日から施行日前までの間において、各府省が作成し公にする文書に元号を用いて改元日以降の年を表示する場合は、「平成」を用いるものとする(注)。

(注) 改元日以降に国民からの申請等又は各府省の通知等に用いられる様式の変更、改元に伴う情報システムの改修等、国民に混乱や不便を生じさせない観点から必要な場合、公布等を除き、「令和」を用いて準備のための手続を行うことができる。

### 3. 個別事項

### (1) 法令等

### ①法律及び政令

法律及び政令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由とする改正は行わないものとし、改元以外の理由により改正を行う際に、当該法律又は政令の全ての規定について改元に伴う必要な改正を併せて行うものとする。ただし、改元のみを理由とする改正を行わないことにより支障を生ずる特別の事情がある場合は、個別に検討の上、所要の措置を採るものとする。

### ②府省令、告示等

府省令、告示等については、法律及び政令に準じて取り扱うものとするが、改元日以降に国民からの申請等又は各府省の通知等に用いられる様式を定めるものについては、必要に応じ順次又は一括して、「平成」の「令和」への変更、「令和」の選択肢への追加等の措置を採るものとする。

### (2)予算

国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降 は、当年度全体を通じて「令和元年度」とし、これに伴い、当年度 予算の名称は、各府省が改元日以降に作成する文書においては「令 和元年度予算」と表示するものとする。

なお、国の予算について、改元のみを理由とした補正等の手続は 行わず、改元日以降最初の補正予算を作成する場合においては、当 該補正予算に表示される元号について、「令和」を用いて表示した 上で作成するものとし、当該予算総則において、平成31年度予算全 体における元号の表示について、「令和」に統一する旨を明示する ものとする。

### 4. 周知等

各府省は、本方針に基づき事務を行うことについて、所管の機関及び法人に周知徹底を図るとともに、国民に対し情報提供するものとする。